

食安発1128第1号

平成23年11月28日

(最終改正 食安発0528第1号

平成25年5月28日)

各  
〔  
都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
〕  
殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

(公 印 省 略)

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

ブラジル向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成23年11月28日付け食安発1128第1号当職通知中の別紙「ブラジル向け輸出水産食品の取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき、取り扱っているところです。

今般、衛生証明書の発行要件について、要領を別添のとおり改正することとしたので貴管下関係業者への周知方よろしくお願いします。